

## 令和4年度第5回府中市交通安全対策審議会会議録

- 日時 令和4年10月18日（火）午後3時から午後3時30分
- 会場 府中市役所北庁舎3階 第3会議室
- 出席者 委員 奥村委員、高津委員、清水委員、竹内委員、増山委員、堀木委員、松本委員、荒井委員、戸塚委員、渡辺委員、寺田委員、宮澤委員、須永委員、栗原委員、志水委員、小林委員、古賀委員、神子委員、以上18名  
事務局 新藤生活環境部長、古田地域安全対策課長、宮坂地域安全対策課安全係長、磯部地域安全対策課主査、(株)エイテック（本多、木下、尾崎）、以上7名
- 欠席者 委員 小高委員、西田委員、林委員、増淵委員、川辺委員、以上5名

■傍聴者 1名

### ■次第

#### 1 議題

- (1) 府中市交通安全計画（案）について
- (2) 答申書（案）について
- (3) その他

### ■配付資料

- 資料1 府中市交通安全計画（案）
- 資料2 意見への対応状況について
- 資料3 答申書（案）

## ■会議録（要旨）

### 【会長】

皆さま、本日は大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。それでは、ただいまより、令和4年度第5回府中市交通安全対策審議会を開催いたします。

これまで、皆さまからご意見をいただきながら進めてまいりましたが、本日が今年度最後の審議会となりますので、よろしく願いいたします。

早速ですが、本日の出席状況及び配布資料について、事務局からご報告をお願いします。

### 【事務局】

まず、出席状況の前にご報告をさせていただきたいのですが、警視庁のほうで、人事異動がございまして、昨日10月17日付で、府中警察署長である露木署長に代わり、小高署長が着任したとの報告を受けております。ただ、本日は小高委員が公務のため欠席でございますので、委員の変更とあわせてご報告をいたします。

（委員の出席状況確認）

（配付資料確認）

なお、本日、傍聴希望者が1名いらっしゃっておりますが、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。それでは、傍聴者に入場いただきますので、少々お待ちください。

（傍聴者入場）

### 【会長】

それでは、議事に入りますので、よろしく願いいたします。

次第1、議題にうつりまして、（1）府中市交通安全計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

## 【事務局】

前回の審議会では、府中市交通安全計画の素案についてご確認をいただきました。今回は、前回ご意見をいただいた部分の対応状況を中心にご説明をいたします。恐れ入りますが、府中市交通安全計画（案）及び、資料2「意見への対応状況について」、こちらをあわせてご覧ください。

まずはじめに、意見への対応状況番号1、そして素案の39ページをご覧ください。写真の下にございます、「イ 小学校における交通安全教育」の1段落目、上から3行目から4行目にかけて記載のある「学級活動等の時間」についてご意見をいただきました。こちらについては、教育委員会指導室へ確認をしたところ、学級活動という表現が正しいということがわかりましたので、当初記載をしておりました「ホームルーム等の時間帯」から「学級活動の時間」へ記載を修正しております。

続きまして、意見への対応状況番号2、素案の40ページをご覧ください。ページ先頭「ウ 中学校における交通安全教育」の文中に記載をしております、スケアード・ストレイトについて、参加体験型とってよいのかどうか、というご意見をいただきました。こちらにつきましては、内閣府が作成をしている交通安全白書や、東京都の交通安全計画を改めて確認したところ、参加・体験型の交通安全教室として、スケアード・ストレイトも含めて記載をしているため、修正は行わずそのままの表記とさせていただきます。

続きまして、意見への対応状況番号3、素案の49ページをご覧ください。「イ 多摩川かぜのみちマナーアップキャンペーン」に関連して、かぜのみちの通行方法に関する考え方や通行区分変更の見通しがあるのかどうかに関してご意見をいただきました。所管をしている公園緑地課へ確認いたしましたところ、過去に多摩川かぜのみちでは死亡事故が発生したことを踏まえ、道路交通法の適用を受ける道路としたことから、道路交通法に沿った交通ルールとした経緯があるため引き続き通行ルールの周知徹底を努めます、とのことでした。自転車に関しては、道路交通法第17条に規定があるとおり、「路側帯がない道路では、道路の中央から左側部分の左側端を通行しなければならない」、歩行者に関しては、同じく道路交通法第10条「路側帯がない道路では、道路の右側端に寄って通行しなければならない」とされております。一方で、他市のサイクリングロードに関しては、位置づけを公園の一部、施設の

一部としているなど、必ずしも道路としての位置づけをしていないことにより、通行ルールを定めていないケースや、府中のように一定の幅員が長く続く場所が少なく、一般道を経由する場所もあることから、府中と同様に全線を道路として扱ってもらうことは困難な状況であるとのことです。また、一度道路としたものを、元に戻すことも、同様に困難との見解でした。

続きまして、意見への対応状況番号4、素案の51ページをご覧ください。重点項目を整理することについてご意見をいただき、事務局で改めて確認した結果、重点項目を追加しております。恐れ入りますが53ページをご覧ください。

53ページ、1) 道路の整備、こちらに「歩行者」、「自転車」を追加、同じく53ページ、2) 交差点の改良に「歩行者」を追加、同じく53ページ、3) 第3次交差点すいすいプランの推進に「歩行者」を追加しております。

恐れ入りますが54ページをご覧ください。54ページ、2) 防護柵の整備、こちらに「歩行者」を追加しております。同じく54ページ、3) その他の交通安全施設等の整備、こちらに「歩行者」を追加しております。

恐れ入りますが56ページをご覧ください。56ページ、2) 生活道路、こちらに「子ども」、「歩行者」を追加しております。

以上が、重視すべき視点である「子どもの交通安全確保」、「自転車の安全利用の推進」、「歩行者の安全対策の推進」への対策として繋がることから、追加をいたしました。

続きまして、意見への対応状況番号5、素案の53ページをご覧ください。53ページ、「ウ 市道の整備」に関して、適正な維持管理だけではなく、街路樹の剪定についても含めた記載にできないか、とのご意見をいただきました。こちらは所管している道路課に対し、修正の可否を確認したところ、「舗装、街路樹等の適正な維持管理」と文言を追加いたしました。

続きまして、意見への対応状況番号6、素案の54ページをご覧ください。2) 防護柵の整備について、設置の方向性や、植え込みとの兼ね合いについてご意見をいただきました。こちらでも所管している道路課に確認をしたところ、設置についての方向性は定めていませんが、毎年実施をしている通学路点検の結果や要望等を踏まえ、必要に応じて設

置を行っているとのことでした。また、既に植え込みがある場合につきましては、新たに防護柵は設置しておらず、整備する場合は植え込みがない場所の中で、設置の検討を行っていくとのことでした。これらを踏まえまして、「植栽帯を含めた道路の幅員構成などを踏まえ、必要に応じた防護柵の整備に努めます。」という表記に修正しております。

続きまして、意見への対応状況番号7、素案の57ページをご覧ください。2) 自転車駐車場の整備について、記載内容を追加できないかご意見をいただきました。こちらにつきましては、「自転車の利便性の向上のため、利用者の増加が見込まれる電動アシスト付自転車等、大型車の優先の思いやりスペースを拡充するとともに、施設改修の際には、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい施設を目指します。」という表記に修正をしております。

以上が、前回の審議会にていただきましたご意見の対応状況となります。

続きまして、計画案の65ページをご覧ください。お配りしております一覧には記載しておりませんが、計画書全体の体裁を修正するとともに、65ページ以降に、資料編としまして、これまでの審議会の開催状況や、審議会の条例について追記しておりますので、ご報告をさせていただきます。

続きまして、1枚ページをお戻りいただき、63ページをご覧ください。本日の審議会には間に合いませんでしたが、1) 道路橋梁等の耐震性の強化、2) 災害に備えた道路ネットワークの構築の項目について、府中市以外の実施主体を追加することについて、記載内容の変更は生じない見込みですが、現在調整しております。

計画書(案)についての説明は以上でございます。

## 【会長】

ありがとうございました。今の事務局からの説明に対しまして、ご意見はございますでしょうか。

(挙手なし)

ないようでしたら、よろしければ、議題(2) 答申書(案)について、に移ります。事務局から説明をお願いします。

### 【事務局】

それでは、資料3「答申書（案）」をご覧ください。

第1回審議会にて、交通安全計画の策定について諮問させていただき、これまで、計画書（案）の作成を進めていただきました。

計画書（案）が概ねまとまったことから、今後につきましては、答申書（案）をもとに、様々なご意見・内容を踏まえた計画書（案）を添えて、10月26日（水）に、会長、副会長より、市長へ答申していただくことを予定しております。

なお、答申後の予定につきましては、本年中に庁内の手続きを行い、議会へ報告をさせていただいたうえで、11月下旬ごろより、パブリックコメントの手続きを予定しております。

パブリックコメントの実施後は、市民の皆様の意見の反映を検討したのち、年明けに再度議会への報告を行い、最終的に来年度から計画が動き出すこととなります。

説明は以上です。

### 【会長】

ありがとうございました。先ほど事務局から、今後、答申までに修正を行う可能性があることについて説明がありました。今年度の審議会は、今回が最後となることから、以後の修正につきましては、私と副会長に一任いただき、進めていきたいと考えておりますので、よろしいでしょうか。

（挙手なし）

異議がないようです。特に意見がなければ、それでは、今後の修正については、私と副会長で対応してまいりますので、よろしく願いいたします。

よろしければ、議題（3）その他に移ります。事務局からなにかありますでしょうか。

### 【事務局】

さきほど、会長からご発言をいただきましたとおり、今後の修正につきましては、会長、副会長と調整させていただければと思っております。

なお、添付しております前回議事録につきましては、ご確認をいただき、修正がある場合は10月31日（月）、今月末までにご連絡をお願い

いたします。また議事録は、発言者の氏名を伏せたくらいで公開いたします。

次回の審議会でございますが、計画が来年度から動き出し、来年1年間の交通事故状況が明らかになった再来年、令和6年の年明けを目途に開催する方向で考えております。

これまで、時間の限られた状況の中で、事務局としても至らない点多々あったかとは思いますが、これまで、ご協力をいただきありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

#### 【会長】

ありがとうございました。私からも、一言述べさせていただきます。

前回、私もちょっと体調を崩しまして、皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。しかし、その間の会議の方も、副会長にも中心になっていただきまして、本当に活発な意見が出されていたということ、議事録を読みまして、よくわかりました。皆さまの熱意が良いかたちで結ばれるように願っておりますので、今までどうもありがとうございました。

#### 【副会長】

私からも、一言述べさせていただきたいと思います。

前回、会長が体調不良で交代の司会をさせていただきました。今回で、全部で5回の審議会になりますが、様々なご意見をいただきました。それを取りまとめたいただいた事務局に対しまして、深く感謝を申し上げます。これで少しでも交通事故が軽減されることを願っております。どうもありがとうございました。

#### 【会長】

それでは、以上で令和4年度第5回交通安全対策審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(閉会)